

令和3年松前町条例第8号

松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月29日

松前町長 岡 本 靖

松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年松前町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第4章 省略 第5章 雑則（ <u>第34条・第35条</u> ） 附則 （基本方針） 第4条 省略 2～4 省略 <u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当</u>	目次 第1章～第4章 省略 第5章 雑則（ <u>第34条</u> ） 附則 （基本方針） 第4条 省略 2～4 省略

たつては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者が指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに有すべき介護支援専門員（指定居宅介護支援の提供に当たる者に限る。次条第2項を除き、以下同じ。）の員数は、利用者の数が35につき1（端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

2 省略

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 省略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数に占める訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）が盛り込まれた居宅サービス計画の数のそれぞれの割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に盛り込まれた訪問介護等ごとの回数に占める提供した指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者ごとの回数の割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 省略

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者が指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに有すべき介護支援専門員（指定居宅介護支援の提供に当たる者に限る。次条第2項を除き、以下同じ。）の員数は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

2 省略

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 省略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること _____

_____等

につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 省略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族の申出又は承諾があった場合には、第1項の規定による書面の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該書面に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(1)・(2) 省略

5～8 省略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。この場合において、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族の申出又は承諾があった場合には、第1項の規定による書面の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該書面に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下_____「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(1)・(2) 省略

5～8 省略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議_____

について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。
以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者
と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、
担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者
(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の
医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案
して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合は、
担当者に対する照会等により当該意見を求めることができる。

(10)・(11) 省略

(12)介護支援専門員は、居宅サービス計画に盛り込んだ指定居宅
サービス等を行う指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護
計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準(平成11年厚生省令第37号)第24条第1項に規定する訪問
介護計画をいう。)等同基準により作成が義務付けられている計
画の提出を求めること。

(13)～(20) 省略

(21)介護支援専門員は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準
額に対するその勤務する指定居宅介護支援事業所において作成
した居宅サービス計画に盛り込んだ指定居宅サービス等に係る
居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介
護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号
において「サービス費」という。)の総額の割合及びサービス
費の総額に占める訪問介護に係る居宅介護サービス費の額の割
合が町長が定める基準に該当する場合であって、かつ、町から

をいう。

以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担
当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容
について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。た
だし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況
等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」と
いう。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得
ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により当該意見
を求めることができる。

(10)・(11) 省略

(12)介護支援専門員は、居宅サービス計画に盛り込んだ指定居宅
サービス等を行う指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介
護計画(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運
営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号)
第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等同条例によ
り作成が義務付けられている計画の提出を求めること。

(13)～(20) 省略

の求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画に盛り込んだ訪問介護の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出ること。

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 省略

(勤務体制の確保等)

第22条 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 省略

(勤務体制の確保等)

第22条 省略

2・3 省略

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条 省略

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん

2・3 省略

第24条 省略

延の防止のための対策を検討する委員会の会議（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(揭示)

第25条 省略

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第30条 省略

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の会議（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指

(揭示)

第25条 省略

第30条 省略

針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 この条例の規定のうち、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）が行う作成、保存その他これらに類するものについて書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことを規定し、又は想定している規定（第10条及び第16条第27号（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、書面で行うことに代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことを含めて規定し、又は想定しているものと解釈することができる。

2 この条例の規定のうち、指定居宅介護支援事業者等が行う交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）について書面で行うことを規定し、又は想定している規

第5章 雑則

定（第7条第1項（前条において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面で行うことに代えて電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により当該書面に係る電磁的記録の交付等を行うことを含めて規定し、又は想定しているものと解釈することができる。

第35条 省略

第34条 省略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における改正後の松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第5項、第21条及び第30条の2（これらの規定を新条例第33条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新条例第4条第5項及び第30条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第21条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新条例第22条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間における新条例第24条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。